

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年10月13日
【事業年度】	第75期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
【会社名】	株式会社島崎製作所
【英訳名】	SHIMAZAKI MIXING EQUIPMENT CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 島崎 益男
【本店の所在の場所】	東京都荒川区東日暮里5 - 52 - 6
【電話番号】	東京03(3802)3741（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役総務部長 越野 寛章
【最寄りの連絡場所】	東京都荒川区東日暮里5 - 52 - 6
【電話番号】	東京03(3802)3741（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役総務部長 越野 寛章
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月29日に提出した第75期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）有価証券報告書に添付しております独立監査人の監査報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

前期財務諸表に対する独立監査人の監査報告書

当期財務諸表に対する独立監査人の監査報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

前期独立監査人の監査報告書

（訂正前）

（省略）

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社島崎製作所の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第74期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

（省略）

（訂正後）

（省略）

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社島崎製作所の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第74期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にある。

（省略）

当期独立監査人の監査報告書

（訂正前）

（省略）

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社島崎製作所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第75期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

（省略）

（訂正後）

（省略）

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社島崎製作所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第75期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にある。

（省略）

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月20日

株式会社島崎製作所

取締役会 御中

辻 市衛 公認会計士事務所

公認会計士 辻 市衛

浦島 哲朗 公認会計士事務所

公認会計士 浦島 哲朗

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社島崎製作所の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第74期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。

監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。

記

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社の事業の継続は取引先からの金融支援の協力に依存しているが、その実現のための協力者を特定するに至っておらず、金融支援の効果は期待に乏しく、早期に債務完済する計画には疑義がのこる。

このため継続企業を前提として作成されている上記の財務諸表に対する、意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

われわれ監査人は、上記の財務諸表が、上記事項の財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、株式会社島崎製作所の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュフローの状況を適正に表示しているかどうかについての意見を表明しない。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 - 2．財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月23日

株式会社島崎製作所

取締役会 御中

辻 市衛 公認会計士事務所

公認会計士 辻 市衛

浦島 哲朗 公認会計士事務所

公認会計士 浦島 哲朗

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社島崎製作所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第75期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。

監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。

記

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は株主割当増資及び債務免除によって債務超過を22年3月末までに97百万円圧縮する計画を樹てている。また、海外を含めた総代理店制による販売網の拡充を企画している。

然し駅前再開発の完了に伴う納税債務や多年に亘る退職金債務の発生で少なからざる資金を必要としており、資金の逼迫の懸念を払拭するに足る十分な証拠を得るに至っていない。

このため継続企業を前提として作成されている上記の中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

われわれ監査人は、上記の財務諸表が、上記事項の財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、株式会社島崎製作所の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュフローの状況を適正に表示しているかどうかについての意見を表明しない。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 - 2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。